天災その他やむを得ない事由があるときの臨時休館等の取扱いについて

大阪市区役所附設会館条例では、天災その他やむを得ない事由があるときは、臨時休館 (第4条)又は、供用時間の変更(第5条)ができることになっており、自然災害及び新型 インフルエンザ等感染拡大時の取扱いについては次のとおりとする。

1 自然災害への対応

- ア 全市的に統一して臨時休館又は供用休止(供用時間の変更)とする場合
- 以下の場合を想定。
- (1) 市内に特別警報が発令される場合
- (2) 市内に警戒レベル3以上の避難情報が発令される場合
- (3) 大阪市災害対策本部が設置される場合(※「エ」を参照)
- ・ ただちに、臨時休館(全日休館するケース)又は供用休止(休止する時間帯が全日では なく限られるケース)に移行。
- 使用料は全額還付する。

イ 近畿圏への台風接近に伴い市内に暴風警報が発令される場合

- ・ 府域に強い台風<府域の予想最大風速(陸上)が 30m/s以上(気象庁の階級で「強い台風」相当以上)を目安>が上陸、あるいは接近する恐れがあるときは、大阪市災害対策本部が設置されることになるので、アの扱い(統一しての臨時休館又は共用休止)とする。
- ・ 強い台風接近のケースを除き、暴風警報が発令される見込みの日の利用については、 事前に、利用申請者に連絡を入れ、不要不急の外出及び開催の自粛を呼びかける。利 用を取りやめた場合、使用料を全額還付する。どうしても利用したい申請者がいる場 合は、使用取消しを行うと損害の保障を求めらることも想定されるため、実施に伴う 損害等は利用者がすべて負う旨の誓約書をとり、使用させることができる。
- ・ 暴風警報が発令される見込みの日であるかどうかの判断基準は、利用日の2日前の午前11時に大阪管区気象台から発表される「大阪府の早期注意情報(警報級の可能性)」の「暴風の警報級の可能性が「高」である場合」とする。
- ・ ただし、区において、台風接近前から暴風警報解除までの間、大阪市区役所附設会館に自主避難場所を設けるなど、区長の判断により必要と認められる場合は、臨時休館(全日休館するケース)又は供用休止(休止する時間帯が全日ではなく限られるケース)にすることができることとする。その場合は、利用申請者に連絡を入れ、使用できなくなった旨を伝え、使用料を全額還付する。

ウ <u>ア(1)(2)及びイ以外の警報(高潮警報等)が発令される場合及び計画運休が発表される場合</u>

・ 区によって影響を受ける状況が大きく異なるため、イの暴風警報の扱いに準じた対応 をするかどうかは区長の判断とする。

エ 地域防災計画との関連

- ・ 地域防災計画に基づき大阪市災害対策本部が設置される場合(災害対策警戒本部、情報連絡体制設置は除く)、BCP(業務継続計画)が発動され、大阪市区役所附設会館は、多くが大規模災害時の役割としてはボランティアセンター、災害時避難所、遺体(仮)安置所となっており、この運営に必要な業務はBCP発令時の優先業務と位置づけられるが、通常の貸館業務は一般の市民利用のためのものであり、BCP対応業務ではないため、BCP発動の間、大阪市区役所附設会館については臨時休館とする。
- 使用料は全額還付する。

2 新型インフルエンザ等 (新型コロナウイルスを含む) 感染拡大防止への対応

ア 本市が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言区域に指定されている場合

【緊急事態措置として大阪市区役所附設会館が施設使用制限要請の対象となっている場合】

- ・ 施設使用制限要請の発動される期間中は、臨時休館とする。
- ・ その間、施設を使用できないことを利用申請者に連絡するとともに、使用料は全額還付する。利用申請者が利用を取り下げない場合は、許可取消を行う。
- ・ また、期間中は、新たな申込は受け付けない。 【緊急事態措置として施設使用制限要請が発動されていない場合】
- ・ 利用許可を行っている既予約者に連絡し、外出、イベント開催の自粛が要請されていることを説明し、開催自粛を強く呼びかける。利用を取りやめた場合には、大阪市区役所附設会館については使用料を全額還付する。
- ・ どうしても利用したい申請者がいる場合は、訴訟リスクがあり使用取消しができない ため、万全の感染拡大防止対策を講じる旨の誓約書をとり、使用させる。
- ・ また、自粛要請により利用されない日や時間帯・施設については早々に供用休止を行い、新たな申込みは受け付けないようにする。供用休止を行うまでの間、申込みを受け付けた場合は基本、使用不許可(訴訟リスクあり)にする。

イ 市として外出、イベント開催自粛要請が行われている場合(緊急事態宣言は未発出)

- ・ 要請期間中、利用許可を行っている既予約者に連絡し、外出、イベント開催の自粛が 要請されていることを説明し、開催自粛を呼びかける。利用を取りやめた場合には大 阪市区役所附設会館については使用料を全額還付する。
- ・ どうしても利用したい申請者がいる場合は、使用取消しができない(訴訟リスクあり) ため、万全の感染防止対策を講じる旨の誓約書をとり、使用させる。
- ・ また、新たな申込みについては、開催自粛を呼びかけ極力、申込みを取り下げさせる。 申請を受理した場合、感染拡大防止の条件を満たさないものは使用不許可(訴訟リス クあり)にするとともに、感染拡大防止の条件を満たすものに限り、万全の感染拡大 防止対策を講じる旨の誓約書をとり、使用させる。
- ・ イベント開催自粛等のより強い要請が行われた場合などには、新たな申込みを受け付けないよう、供用休止への移行も検討する。